

学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、産業廃棄物にかかる環境教育の推進を図り、もって次世代を担う子どもたちに、廃棄物の減量や適正処理など循環型社会について理解を深めてもらうことを目的として、産業廃棄物に重点を置いた環境教育を実施する学校に対して、その活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の目的に沿った事業を実施する小学校、中学校及び高等学校（県立学校を除く）のうち、次に掲げる要件を全て満たす学校の中から、事業計画を審査し知事が決定する。

- (1) 産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理等に取り組む事業所・施設等を見学すること
- (2) しまね環境アドバイザー及び、それに準ずる者を活用すること
- (3) 児童・生徒に対する3Rの啓発効果が高いこと

(補助対象経費及び金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額は、次表のとおりとする。

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に係る経費のうち以下に掲げるもの（消費税及び地方消費税を含む） ① 報償費（講師謝金、報償を目的とした物品の購入代金など） ② 旅費（講師費用弁償など） ③ 需用費（教材購入費、原材料費、記録費、パンフレット（成果品）作成費など） ④ 役務費（旅行保険料、パンフレット（成果品）郵送費など（支払に係る手数料は除く）） ⑤ 使用料及び賃借料（バス借上費、会場使用料など） ⑥ 備品購入費（実習用備品購入費など） ⑦ その他知事が必要と認める経費	交付の対象となる経費の10分の10以内	1校につき30万円

※但し、しまね環境アドバイザー派遣に要する経費は除く

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により提出する申請書は、学校における3R・適正処理学習支援

事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 学校長は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定内容の変更等）

第6条 補助金等交付規則第9条第1項第1号及び第2号の規定により補助金の決定を受けた学校長（以下「学校長」という。）が変更の承認を受けようとするときは、学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助金の決定額が増額とならない変更
 - (2) その他知事が軽微と認めた変更
- 2 規則第9条第1項第3号の規定により学校長が補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（概算払及び精算払の請求）

第7条 学校長が補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の概算払いは、補助事業の内容及び経費の性格や、今後の支払い見込みを勘案して支払うものとする。
- 3 精算払いは、確定通知書に基づき支払うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第10条の規定により提出する実績報告書は、学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）とする。

- 2 前項の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 学校長は、実績報告を行うにあたって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の内容が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校長に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を学校長に命ずるものとする。

- 3 前項の規定は、補助事業を中止（廃止）した場合において準用する。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から14日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第10条 知事は、第5条第2項ただし書きの規定による交付申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 学校長は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第11条 学校長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月25日に一部改正する。

この要綱は、平成28年12月9日に一部改正する。

この要綱は、平成29年3月24日に一部改正する。

この要綱は、平成29年4月18日に一部改正する。

この要綱は、平成29年6月12日に一部改正する。

この要綱は、平成30年3月9日に一部改正する。

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日に一部改正する。

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正する。